

令和6年 2月15日開会  
令和6年 月 日閉会

令和6年第1回北広島市議会定例会

議 案 書

北 広 島 市

## 議 件

- 同意案第 1 号 北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会委員の選任について
- 議案第 1 号 北広島市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について
- 議案第 2 号 北広島市防災食育センター条例の制定について
- 議案第 3 号 北広島市景観計画策定等検討委員会設置条例の制定について
- 議案第 4 号 北広島市住生活基本計画策定検討委員会設置条例の制定について
- 議案第 5 号 北広島市体育施設条例の制定について
- 議案第 6 号 北広島市事務分掌条例及び北広島市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 9 号 北広島市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 北広島市空家等の適切な管理に関する条例及び北広島市空家等対策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 北広島市レンタサイクル条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 北広島市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 指定管理者の指定について（北広島市自然の森キャンプ場）
- 議案第 14 号 令和 5 年度北広島市一般会計補正予算（第 13 号）
- 議案第 15 号 令和 5 年度北広島市一般会計補正予算（第 14 号）
- 議案第 16 号 令和 5 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 令和 5 年度北広島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 18 号 令和 6 年度北広島市一般会計予算
- 議案第 19 号 令和 6 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 6 年度北広島市霊園事業特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 6 年度北広島市介護保険特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 6 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 6 年度北広島市水道事業会計予算
- 議案第 24 号 令和 6 年度北広島市下水道事業会計予算

## 同意案第 1 号

北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会委員  
の選任について

下記の者を北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会委員  
に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9  
条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

### 記

氏 名	<small>たちばな</small> 橘	<small>あつ</small> 功	<small>のり</small> 記
-----	--------------------------	------------------------	------------------------

令和 6 年 2 月 15 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

橘功記委員の任期満了（令和 6 年 3 月 31 日）に伴い、引き続き選  
任するものです。

## 議案第1号

北広島市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について

北広島市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

令和6年度の行政組織の改編に伴い、教育委員会において所管しているスポーツに関する事務について、市長が管理し、及び執行するため必要な事項を定めるものです。

## 北広島市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)は、市長が管理し、及び執行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(北広島市事務分掌条例の一部改正)
- 2 北広島市事務分掌条例(平成9年北広島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置き、その分掌事務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>企画財政部 (1)～(9) 略</p> <p>総務部 (1)～(9) 略</p> <p>市民環境部 (1)～(10) 略</p> <p>保健福祉部 (1)～(5) 略</p> <p>子育て支援部 (1)及び(2) 略</p> <p>建設部 (1)～(5) 略</p> <p>経済部 (1)～(5) 略</p> <p><u>(6) スポーツに関する事項</u></p> <p>会計室 (1)～(3) 略</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置き、その分掌事務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>企画財政部 (1)～(9) 略</p> <p>総務部 (1)～(9) 略</p> <p>市民環境部 (1)～(10) 略</p> <p>保健福祉部 (1)～(5) 略</p> <p>子育て支援部 (1)及び(2) 略</p> <p>建設部 (1)～(5) 略</p> <p>経済部 (1)～(5) 略</p> <p>会計室 (1)～(3) 略</p>

(北広島市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正)

- 3 北広島市スポーツ推進審議会に関する条例(昭和39年広島村条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第35条に規定するもののほか、<u>市長</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>市長</u>に建議する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が任命する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第35条に規定するもののほか、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が<u>市長の意見を聴いて</u>任命する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正後	改正前
(委任) 第9条 略	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。  (委任) 第10条 略

(北広島市総合体育館条例の一部改正)

4 北広島市総合体育館条例(昭和60年広島町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用の許可) 第4条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u> は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。	(使用の許可) 第4条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u> は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。
(使用の不許可) 第5条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。 (1)～(3) 略	(使用の不許可) 第5条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。 (1)～(3) 略
(使用許可の取消し等) 第7条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは体育館の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。 (1)～(4) 略	(使用許可の取消し等) 第7条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは体育館の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。 (1)～(4) 略
(使用料) 第8条 略 2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 略	(使用料) 第8条 略 2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、 <u>教育委員会</u> が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 略
(使用料の減免) 第9条 <u>市長</u> が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。	(使用料の減免) 第9条 <u>教育委員会</u> が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。
(使用料の還付) 第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	(使用料の還付) 第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、 <u>教育委員会</u> が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(特別な設備等の許可) 第11条 使用者は、体育館の使用に当たり特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 2 略	(特別な設備等の許可) 第11条 使用者は、体育館の使用に当たり特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 2 略
(原状回復)	(原状回復)

改正後	改正前
<p>第12条 略</p> <p>2 体育館を使用した者が前項の義務を履行しないときは、<u>市長</u>においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 体育館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がその損害を賠償することが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、体育館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に体育館の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第16条 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が定める業務</p> <p>2 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合にあっては、第4条、第5条、第7条、第11条及び第14条の規定中「<u>市長</u>」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 体育館の附属設備を専用使用する場合の使用料は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>6及び7 略</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 体育館を使用した者が前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会</u>においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 体育館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がその損害を賠償することが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第14条 <u>教育委員会</u>は、体育館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に体育館の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第16条 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が定める業務</p> <p>2 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合にあっては、第4条、第5条、第7条、第11条及び第14条の規定中「<u>教育委員会</u>」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 体育館の附属設備を専用使用する場合の使用料は、<u>教育委員会</u>が<u>規則</u>で定める。</p> <p>6及び7 略</p>

(北広島市総合体育館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に前項の規定による改正前の北広島市総合体育館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の北広島市総合体育館条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(北広島市自然の森キャンプ場条例の一部改正)

6 北広島市自然の森キャンプ場条例(平成9年北広島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用の許可)	(使用の許可)
第4条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。	第4条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。
2 <u>市長</u> は、キャンプ場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。	2 <u>教育委員会</u> は、キャンプ場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。
(使用の不許可)	(使用の不許可)
第5条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。	第5条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第7条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくはキャンプ場の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。	第7条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくはキャンプ場の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(使用料)	(使用料)
第8条 略	第8条 略
2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、 <u>教育委員会</u> が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第9条 <u>市長</u> が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。	第9条 <u>教育委員会</u> が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、 <u>教育委員会</u> が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(原状回復)	(原状回復)
第11条 略	第11条 略
2 キャンプ場を使用した者が前項の義務を履行しないときは、 <u>市長</u> においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。	2 キャンプ場を使用した者が前項の義務を履行しないときは、 <u>教育委員会</u> においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。
(損害賠償)	(損害賠償)
第12条 キャンプ場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、 <u>市長</u> がその損害を賠償することが適当でないとき、この限りでない。	第12条 キャンプ場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、 <u>教育委員会</u> がその損害を賠償することが適当でないとき、この限りでない。
(入場の制限)	(入場の制限)
第13条 <u>市長</u> は、キャンプ場の入場者が次の各号の	第13条 <u>教育委員会</u> は、キャンプ場の入場者が次の

改正後	改正前
<p>いずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にキャンプ場の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第15条 前条の規定により指定管理者にキャンプ場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が定める業務</p> <p>2 前条の規定により指定管理者にキャンプ場の管理を行わせる場合にあっては、第4条、第5条、第7条及び第13条の規定中「<u>市長</u>」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者にキャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、第8条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 指定管理者は、<u>市長</u>があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>市長</u>が定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 <u>教育委員会</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にキャンプ場の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第15条 前条の規定により指定管理者にキャンプ場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が定める業務</p> <p>2 前条の規定により指定管理者にキャンプ場の管理を行わせる場合にあっては、第4条、第5条、第7条及び第13条の規定中「<u>教育委員会</u>」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者にキャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、第8条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 指定管理者は、<u>教育委員会</u>があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>教育委員会</u>が定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

(北広島市自然の森キャンプ場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行前に前項の規定による改正前の北広島市自然の森キャンプ場条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の北広島市自然の森キャンプ場条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 議案第2号

### 北広島市防災食育センター条例の制定について

北広島市防災食育センター条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

防災食育センターの設置について、必要な事項を定めるものです。

## 北広島市防災食育センター条例

### (設置)

第1条 本市における災害時(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により北広島市災害対策本部を設置している期間及びこれに準ずるものとして市長が指定する期間をいう。以下同じ。)の食料の供給等に関する事業並びに平常時(災害時でないときをいう。)における防災及び食育に関する事業を行うため、北広島市防災食育センター(以下「防災食育センター」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 防災食育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	北広島市防災食育センター
位置	北広島市大曲2番地1

### (委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。  
(北広島市学校給食センター等設置条例の一部改正)
- 北広島市学校給食センター等設置条例(昭和48年広島町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
北広島市学校給食センター	北広島市大曲2番地1	北広島市学校給食センター	北広島市朝日町5丁目1番地4
略		略	

## 議案第3号

北広島市景観計画策定等検討委員会設置条例の制定について

北広島市景観計画策定等検討委員会設置条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

良好な景観の形成に関する計画の策定等のため、北広島市景観計画策定等検討委員会を設置し、その組織及び会議の運営等について、必要な事項を定めるものです。

## 北広島市景観計画策定等検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 本市における景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)の策定及び景観に関する条例の制定に当たり幅広い分野の専門的知識を有する者からの意見を反映させるため、北広島市景観計画策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 景観計画の策定に関すること。
- (2) 景観に関する条例の制定に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工業、観光及び農業に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (3) 自治会、町内会又はこれらの連合団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (4) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。
- 7 第5条第1項から第4項まで及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条及び前条第1項の規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第5条第1項及び第2項並びに前条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、委員会が第2条に規定する調査審議を終了した日限り、その効力を失う。

## 議案第4号

### 北広島市住生活基本計画策定検討委員会設置条例の制定について

北広島市住生活基本計画策定検討委員会設置条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

北広島市住生活基本計画の策定について調査審議するため、北広島市住生活基本計画策定検討委員会を設置し、その組織及び会議の運営等について、必要な事項を定めるものです。

## 北広島市住生活基本計画策定検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 北広島市住生活基本計画の策定に当たり幅広い分野の専門的知識を有する者からの意見を反映させるため、北広島市住生活基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において「北広島市住生活基本計画」とは、本市が、国及び北海道が定めた住生活基本法(平成18年法律第61号)第2条第1項に規定する住生活基本計画に即して定める本市の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画をいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 本市の住宅政策に関すること。
- (2) 北広島市住生活基本計画の基本方針及び基本目標に関すること。
- (3) その他北広島市住生活基本計画に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民の住生活に関する団体その他の関係団体の代表者
- (3) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の特例)

第7条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを

得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。  
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(この条例の失効)
- 2 この条例は、北広島市住生活基本計画の策定を終了した日限り、その効力を失う。

## 議案第 5 号

### 北広島市体育施設条例の制定について

北広島市体育施設条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

北広島市長 上 野 正 三

#### 提案理由

令和 6 年度の行政組織の改編に伴い、一部の体育施設について、その所管を教育委員会から市長部局へ移管するため、必要な事項を定めるものです。

## 北広島市体育施設条例

### (設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの用に供するため、北広島市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
緑葉公園テニスコート	北広島市山手町1丁目53番地
緑葉公園野球場	
輪厚児童体育館	北広島市輪厚中央4丁目12番地19
大曲ファミリー体育館	北広島市大曲中央2丁目4番地3
西の里ファミリー体育館	北広島市西の里南1丁目2番地3

### (使用期間等)

第3条 体育施設の使用期間、使用時間、休場日及び休館日は、規則で定める。

### (使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

### (使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他体育施設の管理運営上支障があるとき。

### (目的外使用等の禁止)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育施設を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

### (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは体育施設の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他体育施設の管理運営上必要があるとき。

### (使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定にかかわらず、緑葉公園野球場の使用料は、緑葉公園野球場を使用した後に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (使用料の減免)

第9条 市長が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第11条 体育施設を使用した者は、その使用を終えたとき、又は第7条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 体育施設を使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 体育施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその損害を賠償することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第13条 市長は、体育施設の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他の入場者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) その他体育施設の管理運営上支障があるとき。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に体育施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 体育施設の維持管理に関する業務

(2) 体育施設の使用許可に関する業務

(3) その他市長が定める業務

2 前条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合にあっては、第4条、第5条、第7条及び第13条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に体育施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(北広島市体育施設条例の一部改正)

2 北広島市体育施設条例(昭和56年広島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p><u>北広島市住民プール条例</u></p>	<p><u>北広島市体育施設条例</u></p>														
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの用に供するため、<u>北広島市住民プール</u>(以下「<u>住民プール</u>」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの用に供するため、<u>北広島市体育施設</u>(以下「<u>体育施設</u>」という。)を設置する。</p>														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>住民プール</u>の名称及び位置は、<u>次の表</u>に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部住民プール</td> <td>北広島市共栄町4丁目6番地1</td> </tr> <tr> <td>西部プール</td> <td>北広島市輪厚中央1丁目14番地7</td> </tr> <tr> <td>大曲住民プール</td> <td>北広島市大曲中央2丁目4番地4</td> </tr> <tr> <td>西の里住民プール</td> <td>北広島市西の里402番地7</td> </tr> <tr> <td>緑葉公園プール</td> <td>北広島市緑陽町1丁目53番地</td> </tr> <tr> <td>白樺プール</td> <td>北広島市白樺町3丁目52番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	東部住民プール	北広島市共栄町4丁目6番地1	西部プール	北広島市輪厚中央1丁目14番地7	大曲住民プール	北広島市大曲中央2丁目4番地4	西の里住民プール	北広島市西の里402番地7	緑葉公園プール	北広島市緑陽町1丁目53番地	白樺プール	北広島市白樺町3丁目52番地2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>体育施設</u>の名称及び位置は、<u>別表第1</u>に掲げるとおりとする。</p>
名称	位置														
東部住民プール	北広島市共栄町4丁目6番地1														
西部プール	北広島市輪厚中央1丁目14番地7														
大曲住民プール	北広島市大曲中央2丁目4番地4														
西の里住民プール	北広島市西の里402番地7														
緑葉公園プール	北広島市緑陽町1丁目53番地														
白樺プール	北広島市白樺町3丁目52番地2														
<p>(使用期間等)</p> <p>第3条 <u>住民プール</u>の使用期間、使用時間、休場日及び休館日は、規則で定める。</p>	<p>(使用期間等)</p> <p>第3条 <u>体育施設</u>の使用期間、使用時間、休場日及び休館日は、規則で定める。</p>														
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 <u>住民プール</u>を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、<u>住民プール</u>の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「<u>使用許可</u>」という。)に条件を付することができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 <u>体育施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、<u>体育施設</u>の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「<u>使用許可</u>」という。)に条件を付することができる。</p>														
<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>住民プール</u>の管理運営上支障があるとき。</p>	<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>体育施設</u>の管理運営上支障があるとき。</p>														
<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第6条 使用許可を受けた者(以下「<u>使用者</u>」という。)は、<u>住民プール</u>を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。</p>	<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第6条 使用許可を受けた者(以下「<u>使用者</u>」という。)は、<u>体育施設</u>を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。</p>														
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは<u>住民プール</u>の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは<u>体育施設</u>の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。</p>														

改正後	改正前
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他<u>住民プール</u>の管理運営上必要があるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 <u>住民プール</u>を使用した者は、その使用を終えたとき、又は第7条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>住民プール</u>を使用した者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 <u>住民プール</u>の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその損害を賠償することが適当でないとき、この限りでない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第13条 教育委員会は、<u>住民プール</u>の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他<u>住民プール</u>の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に<u>住民プール</u>の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第15条 前条の規定により指定管理者に<u>住民プール</u>の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>住民プール</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>住民プール</u>の使用許可に関する業務</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他<u>体育施設</u>の管理運営上必要があるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項本文の規定にかかわらず、緑葉公園野球場の使用料は、緑葉公園野球場を使用した後に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 <u>体育施設</u>を使用した者は、その使用を終えたとき、又は第7条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>体育施設</u>を使用した者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 <u>体育施設</u>の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその損害を賠償することが適当でないとき、この限りでない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第13条 教育委員会は、<u>体育施設</u>の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他<u>体育施設</u>の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に<u>体育施設</u>の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第15条 前条の規定により指定管理者に<u>体育施設</u>の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>体育施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>体育施設</u>の使用許可に関する業務</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前																																																
<p>(指定管理者が行う管理の基準)  第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に<u>住民プール</u>の管理を行わなければならない。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)  第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に<u>体育施設</u>の管理を行わなければならない。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部住民プール</td> <td>北広島市共栄町4丁目6番地1</td> </tr> <tr> <td>西部プール</td> <td>北広島市輪厚中央1丁目14番地7</td> </tr> <tr> <td>大曲住民プール</td> <td>北広島市大曲中央2丁目4番地4</td> </tr> <tr> <td>西の里住民プール</td> <td>北広島市西の里402番地7</td> </tr> <tr> <td>緑葉公園プール</td> <td>北広島市緑陽町1丁目53番地</td> </tr> <tr> <td>白樺プール</td> <td>北広島市白樺町3丁目52番地2</td> </tr> <tr> <td>緑葉公園テニスコート</td> <td rowspan="2">北広島市山手町1丁目53番地</td> </tr> <tr> <td>緑葉公園野球場</td> </tr> <tr> <td>輪厚児童体育館</td> <td>北広島市輪厚中央4丁目12番地19</td> </tr> <tr> <td>大曲ファミリー体育館</td> <td>北広島市大曲中央2丁目4番地3</td> </tr> <tr> <td>西の里ファミリー体育館</td> <td>北広島市西の里南1丁目2番地3</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1 東部住民プール、西部プール、大曲住民プール、西の里住民プール、緑葉公園プール及び白樺プール(以下「住民プール」という。)</p> <p>(1) 専用使用 基本使用料 1時間につき990円</p> <p>(2) 個人使用 基本使用料 入館1回につき200円</p> <p>2 緑葉公園テニスコート 専用使用 基本使用料 1コート1時間につき90円</p> <p>3 緑葉公園野球場 専用使用 基本使用料 1時間につき1,410円</p> <p>4 輪厚児童体育館、大曲ファミリー体育館及び西の里ファミリー体育館(以下「体育館」という。)</p> <p>(1) 専用使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th style="text-align: center;">基本使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">輪厚児童体育館</td> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup> 459</td> <td style="text-align: center;">円 430</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td style="text-align: center;">99</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大曲ファミリー体育館</td> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: center;">499.5</td> <td style="text-align: center;">430</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td style="text-align: center;">112.5</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西の里ファミリー体育館</td> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: center;">499.5</td> <td style="text-align: center;">430</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 個人使用 入館1回につき40円</p>	名称	位置	東部住民プール	北広島市共栄町4丁目6番地1	西部プール	北広島市輪厚中央1丁目14番地7	大曲住民プール	北広島市大曲中央2丁目4番地4	西の里住民プール	北広島市西の里402番地7	緑葉公園プール	北広島市緑陽町1丁目53番地	白樺プール	北広島市白樺町3丁目52番地2	緑葉公園テニスコート	北広島市山手町1丁目53番地	緑葉公園野球場	輪厚児童体育館	北広島市輪厚中央4丁目12番地19	大曲ファミリー体育館	北広島市大曲中央2丁目4番地3	西の里ファミリー体育館	北広島市西の里南1丁目2番地3	種別		面積	基本使用料(1時間につき)	輪厚児童体育館	アリーナ	m <sup>2</sup> 459	円 430	プレイルーム	99	100	大曲ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430	プレイルーム	112.5	100	西の里ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430	プレイルーム	150	100
名称	位置																																																
東部住民プール	北広島市共栄町4丁目6番地1																																																
西部プール	北広島市輪厚中央1丁目14番地7																																																
大曲住民プール	北広島市大曲中央2丁目4番地4																																																
西の里住民プール	北広島市西の里402番地7																																																
緑葉公園プール	北広島市緑陽町1丁目53番地																																																
白樺プール	北広島市白樺町3丁目52番地2																																																
緑葉公園テニスコート	北広島市山手町1丁目53番地																																																
緑葉公園野球場																																																	
輪厚児童体育館	北広島市輪厚中央4丁目12番地19																																																
大曲ファミリー体育館	北広島市大曲中央2丁目4番地3																																																
西の里ファミリー体育館	北広島市西の里南1丁目2番地3																																																
種別		面積	基本使用料(1時間につき)																																														
輪厚児童体育館	アリーナ	m <sup>2</sup> 459	円 430																																														
	プレイルーム	99	100																																														
大曲ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430																																														
	プレイルーム	112.5	100																																														
西の里ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430																																														
	プレイルーム	150	100																																														
<p>別表(第8条関係)</p> <p>1 専用使用 基本使用料 1時間につき990円</p> <p>2 個人使用 基本使用料 入館1回につき200円</p>	<p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1 東部住民プール、西部プール、大曲住民プール、西の里住民プール、緑葉公園プール及び白樺プール(以下「住民プール」という。)</p> <p>(1) 専用使用 基本使用料 1時間につき990円</p> <p>(2) 個人使用 基本使用料 入館1回につき200円</p> <p>2 緑葉公園テニスコート 専用使用 基本使用料 1コート1時間につき90円</p> <p>3 緑葉公園野球場 専用使用 基本使用料 1時間につき1,410円</p> <p>4 輪厚児童体育館、大曲ファミリー体育館及び西の里ファミリー体育館(以下「体育館」という。)</p> <p>(1) 専用使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th style="text-align: center;">基本使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">輪厚児童体育館</td> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup> 459</td> <td style="text-align: center;">円 430</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td style="text-align: center;">99</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大曲ファミリー体育館</td> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: center;">499.5</td> <td style="text-align: center;">430</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td style="text-align: center;">112.5</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西の里ファミリー体育館</td> <td>アリーナ</td> <td style="text-align: center;">499.5</td> <td style="text-align: center;">430</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 個人使用 入館1回につき40円</p>	種別		面積	基本使用料(1時間につき)	輪厚児童体育館	アリーナ	m <sup>2</sup> 459	円 430	プレイルーム	99	100	大曲ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430	プレイルーム	112.5	100	西の里ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430	プレイルーム	150	100																							
種別		面積	基本使用料(1時間につき)																																														
輪厚児童体育館	アリーナ	m <sup>2</sup> 459	円 430																																														
	プレイルーム	99	100																																														
大曲ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430																																														
	プレイルーム	112.5	100																																														
西の里ファミリー体育館	アリーナ	499.5	430																																														
	プレイルーム	150	100																																														

改正後	改正前
備考 1 専用使用とは、10人以上の構成員をもって使用する場合をいう。 2～6 略	備考 1 <u>住民プール及び体育館の専用使用</u> とは、10人以上の構成員をもって使用する場合をいう。 2～6 略

(北広島市体育施設条例の一部改正等に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に前項の規定による改正前の北広島市体育施設条例の規定によりされた処分、手続その他の行為(同条例別表第2に規定する住民プールに係る処分、手続その他の行為を除く。)は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の北広島市体育施設条例の規定によりされた処分、手続その他の行為(同条例別表第2に規定する住民プールに係る処分、手続その他の行為に限る。)は、同項の規定による改正後の北広島市住民プール条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(北広島市都市公園条例の一部改正)

- 5 北広島市都市公園条例(昭和47年広島町条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(有料公園施設の特例) 第18条の2 この章の規定にかかわらず、次の各号に掲げる有料公園施設の管理等については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。 (1) 緑葉公園テニスコート及び緑葉公園野球場 <u>北広島市体育施設条例(令和6年北広島市条例第 号)</u> (2) <u>緑葉公園プール 北広島市住民プール条例(昭和56年広島町条例第15号)</u> (3) 略	(有料公園施設の特例) 第18条の2 この章の規定にかかわらず、次の各号に掲げる有料公園施設の管理等については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。 (1) <u>緑葉公園プール、緑葉公園テニスコート及び緑葉公園野球場 北広島市体育施設条例(昭和56年広島町条例第15号)</u> (2) 略

(北広島市特定ホテル建築規制条例の一部改正)

- 6 北広島市特定ホテル建築規制条例(平成16年北広島市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第3条関係) (1)及び(2) 略 (3) 北広島市総合体育館条例(昭和60年広島町条例第20号)第2条に規定する北広島市総合体育館、 <u>北広島市体育施設条例(令和6年北広島市条例第 号)</u> 第2条に規定する体育施設、 <u>北広島市住民プール条例(昭和56年広島町条例第15号)</u> 第2条に規定する住民プール及びこれに類する施設で、市が設置するもの (4)～(12) 略	別表第2(第3条関係) (1)及び(2) 略 (3) 北広島市総合体育館条例(昭和60年広島町条例第20号)第2条に規定する北広島市総合体育館、 <u>北広島市体育施設条例(昭和56年広島町条例第15号)</u> 第2条に規定する体育施設及びこれに類する施設で、市が設置するもの (4)～(12) 略

別表(第8条関係)

- 1 緑葉公園テニスコート 専用使用 基本使用料 1コート1時間につき90円
- 2 緑葉公園野球場 専用使用 基本使用料 1時間につき1,410円
- 3 輪厚児童体育館、大曲ファミリー体育館及び西の里ファミリー体育館(以下「体育館」という。)

(1) 専用使用

種別		基本使用料(1時間につき)
輪厚児童体育館	アリーナ	円 430
	プレイルーム	100
大曲ファミリー体育館	アリーナ	430
	プレイルーム	100
西の里ファミリー体育館	アリーナ	430
	プレイルーム	100

(2) 個人使用 入館1回につき40円

備考

- 1 体育館の専用使用とは、10人以上の構成員をもって使用する場合をいう。
- 2 専用使用の使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- 3 次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額(以下「割増使用料」という。)を基本使用料に加算する。この場合において、次に掲げる場合に2以上該当するときは、それぞれの割増使用料を基本使用料に加算する。
  - (1) 使用者が市民以外の者である場合 100分の100
  - (2) 営利を目的として専用使用する場合 100分の100
  - (3) 専用使用する場合において入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあっては、その最高額)が1,000円を超えるものを徴収するとき 100分の100
- 4 3の(1)の「市民」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 市内の事務所、事業所等又はこれらに勤務する者
  - (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
  - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体
- 5 算出された使用料の合計に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 議案第 6 号

北広島市事務分掌条例及び北広島市職員定数条例の一部  
を改正する条例について

北広島市事務分掌条例（平成 9 年北広島市条例第 1 5 号）及び北広島市職員定数条例（昭和 4 1 年広島村条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

令和 6 年度の行政組織の改編に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市事務分掌条例及び北広島市職員定数条例の一部を改正する条例

(北広島市事務分掌条例の一部改正)

第1条 北広島市事務分掌条例(平成9年北広島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置き、その分掌事務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p><u>企画部</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p><u>財務部</u></p> <p>(1) <u>予算その他の財政に関する事項</u></p> <p>(2) <u>税その他の債権に関する事項</u></p> <p>(3) <u>契約に関する事項</u></p> <p>(4) <u>財産に関する事項</u></p> <p>(5) <u>工事等の審査及び検査に関する事項</u></p> <p>市民環境部</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>保健福祉部</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>子育て支援部</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>建設部</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>経済部</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置き、その分掌事務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p><u>企画財政部</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>予算その他の財政に関する事項</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>税に関する事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>市民環境部</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>保健福祉部</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>子育て支援部</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>建設部</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>経済部</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>会計室</u></p> <p>(1) <u>契約に関する事項</u></p> <p>(2) <u>財産に関する事項</u></p> <p>(3) <u>工事等の審査及び検査に関する事項</u></p>

(北広島市職員定数条例の一部改正)

第2条 北広島市職員定数条例(昭和41年広島村条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 消防本部及び消防署の職員 <u>99人</u>	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 消防本部及び消防署の職員 <u>98人</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 7 号

北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

北広島市手数料徴収条例（平成 1 2 年北広島市条例第 1 5 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

令和 6 年 3 月から戸籍証明書等の広域交付が開始されること等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
区分	手数料の種類	単位	金額(円)	区分	手数料の種類	単位	金額(円)	
市長	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法(昭和22年法律第24号)第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	略	略	市長	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	略	
	(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350		(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350	
	(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400					
	(4) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	略	略		(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	略	
	(5) 除かれた戸籍に記載した	証明事項	450		(4) 除かれた戸籍に記載した	証明事項	450	

改正後			改正前		
事項に関する証明書の交付	項1件につき		事項に関する証明書の交付	項1件につき	
(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700			
(7) 届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付(次号の事務を除く。)又は第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	略	略	(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付(次号の事務を除く。)	略	略
(8) 届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の書類に記載した事項又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	略	略	(6) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	略	略

改正後			改正前		
(9)	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	略	(7)	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書の閲覧	略
(10)	略		(8)	略	
(11)	略		(9)	略	
(12)	略		(10)	略	
(13)	略		(11)	略	
(14)	略		(12)	略	
(15)	略		(13)	略	
(16)	略		(14)	略	
(17)	略		(15)	略	
(18)	略		(16)	略	
(19)	略		(17)	略	
(20)	略		(18)	略	
(21)	略		(19)	略	
(22)	略		(20)	略	
(23)	略		(21)	略	
(24)	略		(22)	略	
(25)	略		(23)	略	
(26)	略		(24)	略	
(27)	略		(25)	略	
(28)	略		(26)	略	
(29)	略		(27)	略	
(30)	略		(28)	略	
(31)	略		(29)	略	
(32)	略		(30)	略	
(33)	略		(31)	略	
(34)	略		(32)	略	
(35)	略		(33)	略	
(36)	略		(34)	略	
(37)	略		(35)	略	
(38)	略		(36)	略	
(39)	略		(37)	略	
(40)	略		(38)	略	
(41)	略		(39)	略	
(42)	略		(40)	略	
(43)	略		(41)	略	
(44)	略		(42)	略	
(45)	略		(43)	略	
(46)	略		(44)	略	
略			略		

附 則  
この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 議案第 8 号

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年北広島市条例第 33 号)、北広島市指定居宅介護支援等の事業に関する基準を定める条例(平成 30 年北広島市条例第 4 号)、北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例(平成 25 年北広島市条例第 7 号)、北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例(平成 25 年北広島市条例第 8 号)及び北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例(平成 26 年北広島市条例第 45 号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 2 月 15 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和 5 年内閣府令第 86 号)等の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>

(北広島市指定居宅介護支援等の事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北広島市指定居宅介護支援等の事業に関する基準を定める条例(平成30年北広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略 2及び3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 略</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略 2及び3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 略</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

(北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例(平成25年北広島市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者</p>	<p style="text-align: center;">(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 略 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者</p>

改正後	改正前
<p>は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～5 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

(北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例(平成25年北広島市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)

改正後	改正前
<p>第12条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～5 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

(北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 北広島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p>

改正後	改正前
<p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 9 号

北広島市介護保険条例の一部を改正する条例について

北広島市介護保険条例（平成 12 年北広島市条例第 19 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 2 月 15 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

第 9 期介護保険事業計画の策定等に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を定めるものです。

北広島市介護保険条例の一部を改正する条例

北広島市介護保険条例(平成12年北広島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 2万8,390円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 4万2,740円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 4万3,050円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 5万3,040円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 6万2,400円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 7万4,880円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 3万1,200円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 3万7,440円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 4万6,800円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 5万3,040円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 6万2,400円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 7万4,880円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第26号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下この項において同じ。)を必要としない状態となるもの</u></p>

改正後	改正前
(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> 8万1,120円	(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> 8万1,120円 <u>(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</u>
(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 9万3,600円	ア <u>合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</u> (8) <u>次のいずれかに該当する者</u> 9万3,600円
(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> 10万6,080円	ア <u>合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u> (9) <u>次のいずれかに該当する者</u> 10万2,960円
(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> 11万8,560円	ア <u>合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))</u> (10) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 11万2,320円
(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> 13万1,040円	
(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 14万3,520円	
(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> 14万9,760円	
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和6年度から令和8年度</u> までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>1万7,790円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>1万8,720円</u> とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和6年度から令和8年度</u> までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>1万7,790円</u> 」とあるのは、「 <u>3万260円</u> 」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>1万8,720円</u> 」とあるのは、「 <u>3万1,200円</u> 」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和6年</u>	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和3年</u>

改正後	改正前
<p>度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万7,790円</u>」とあるのは、「<u>4万2,740円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の保険料)</p> <p>第6条 略 2及び3 略</p> <p>4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該第1号被保険者の資格を取得した日)後に令<u>第38条第1項第1号イ</u>(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<u>第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</p>	<p>度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万8,720円</u>」とあるのは、「<u>4万3,680円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の保険料)</p> <p>第6条 略 2及び3 略</p> <p>4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該第1号被保険者の資格を取得した日)後に令<u>第39条第1項第1号イ</u>(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 議案第10号

北広島市空家等の適切な管理に関する条例及び北広島市空家等対策推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

北広島市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年北広島市条例第5号）及び北広島市空家等対策推進協議会設置条例（平成28年北広島市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市空家等の適切な管理に関する条例及び北広島市空家等対策推進協議会設置条例の一部を改正する条例

(北広島市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

第1条 北広島市空家等の適切な管理に関する条例(平成28年北広島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>(法第13条第2項の勧告等に係る意見の陳述の機会の付与)</p> <p>第8条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に対し規則で定める書面により通知し、意見の陳述の機会を与えるものとする。<u>ただし、法第13条第2項の規定による勧告を受けた者に対し、当該勧告の対象となった空家等について法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>(審議会の所掌事務)</p> <p>第12条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第13条第2項の規定による勧告に関すること。</u></p> <p>(3) 法第22条第9項及び第10項の規定による特定空家等に対する措置の実施に関すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>準特定空家等 特定空家等に該当しない空家等であつて、適切な管理が行われていないことにより周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(準特定空家等に関する助言又は指導)</p> <p>第7条 <u>市長は、準特定空家等の所有者等に対し、当該準特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。</u></p> <p>(法第14条第2項の勧告に係る意見の陳述の機会の付与)</p> <p>第8条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に対し規則で定める書面により通知し、意見の陳述の機会を与えるものとする。</p> <p>(審議会の所掌事務)</p> <p>第12条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第14条第9項及び第10項の規定による特定空家等に対する措置の実施に関すること。</p> <p>(3) 略</p>

(北広島市空家等対策推進協議会設置条例の一部改正)

第2条 北広島市空家等対策推進協議会設置条例(平成28年北広島市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第8条第1項の規定に基づき、同項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため北広島市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき、同項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため北広島市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第11号

北広島市レンタサイクル条例の一部を改正する条例について

北広島市レンタサイクル条例（平成18年北広島市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

レンタサイクルの貸出所の名称及び位置を変更するものです。

北広島市レンタサイクル条例の一部を改正する条例

北広島市レンタサイクル条例(平成18年北広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(貸出所の名称及び位置) 第2条 レンタサイクルの貸出所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(貸出所の名称及び位置) 第2条 レンタサイクルの貸出所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
北広島駅レンタサイクルステーション	北広島市中央6丁目209番地	北広島駅東口レンタサイクルステーション	北広島市中央6丁目3番地1
略		略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第12号

北広島市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について

北広島市消防手数料徴収条例（平成12年北広島市条例第14号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料を改正するものです。

北広島市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市消防手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
項	種類	区分及び金額(1件につき)	項	種類	区分及び金額(1件につき)
略			略		
2	略		2	略	
	(2) 法第11条第1項前段の	ア～ウ 略 エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) <u>第1条の3</u> に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令 <u>第1条の4</u> に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ク) 略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,450,000円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000円		(2) 法第11条第1項前段の	ア～ウ 略 エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。)) <u>第1条の2</u> に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令 <u>第1条の3</u> に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ク) 略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円

改正後		改正前	
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u>		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u>
	(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000円</u>		(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u>
	(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000円</u>		(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u>
	(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u>		(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u>
	(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u>		(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u>
	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u>		(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u>
	円		円
	カ～シ 略		カ～シ 略
	略		略
	略		略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の2の項の(2)のエの改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北広島市消防手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 議案第13号

### 指定管理者の指定について（北広島市自然の森キャンプ場）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- |   |        |                              |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 施設の名称  | 北広島市自然の森キャンプ場                |
| 2 | 指定する団体 |                              |
|   | 所在地    | 北広島市三島119番地1                 |
|   | 名称     | 林興産株式会社                      |
|   | 代表者名   | 代表取締役 林 博 己                  |
| 3 | 指定の期間  | 令和 6年4月 1日から<br>令和 9年3月31日まで |

令和6年2月15日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

指定管理者の指定をするものです。

北広島市自然の森キャンプ場

1 指定管理料（3年分）

- (1) 候補者提示の指定管理料 10,200,000円  
 (2) 市が示した指定管理料 10,299,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		林興産株式会社
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	12
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	24
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	19
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	12
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	10	8
合計	95	75 (57)

※下段（ ）は標準点

## 議案第14号

### 令和5年度北広島市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度北広島市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ830,205千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,110,874千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		9,140,311	817,295	9,957,606
	2 国庫補助金	5,774,439	817,295	6,591,734
17 道支出金		1,933,138	4,822	1,937,960
	2 道補助金	319,970	4,822	324,792
21 繰越金		298,248	8,088	306,336
	1 繰越金	298,248	8,088	306,336
歳入	合計	33,280,669	830,205	34,110,874

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		11,854,991	830,205	12,685,196
	1 社会福祉費	5,297,439	817,295	6,114,734
	3 医療給付費	1,452,813	12,910	1,465,723
歳出	合計	33,280,669	830,205	34,110,874

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者世帯給付金・定額減税補足給付金支給事業	817,295

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第13号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	9,140,311	817,295	9,957,606
17 道支出金	1,933,138	4,822	1,937,960
21 繰越金	298,248	8,088	306,336
歳入合計	33,280,669	830,205	34,110,874

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 地方創生臨時交付金	1,112,822	817,295	1,930,117	1 地方創生臨時交付金	817,295	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 817,295
計	5,774,439	817,295	6,591,734			

17款 道支出金

2項 道補助金

2 民生費道補助金	239,899	4,822	244,721	3 医療給付費補助金	4,822	ひとり親家庭等医療費補助金 1,550 乳幼児等医療費補助金 3,272
計	319,970	4,822	324,792			

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	298,248	8,088	306,336	1 繰越金	8,088	前年度繰越金 8,088
計	298,248	8,088	306,336			

21 繰越金

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	11,854,991	830,205	12,685,196	822,117	0	0	8,088
歳出合計	33,280,669	830,205	34,110,874	822,117	0	0	8,088

歳出

3款 民生費

1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	2,397,121	817,295	3,214,416	国庫支出金 817,295	0			10 需用費 11 役務費 12 委託料 19 扶助費	200 6,320 27,775 783,000	低所得者世帯給付金・定額減税補足給付金支給事業 需用費 役務費 委託料 各種電算処理等委託 扶助費	817,295 200 6,320 27,775 783,000
計	5,297,439	817,295	6,114,734	国庫支出金 817,295	0						

3款 民生費

3項 医療給付費

1 医療給付費	302,262	12,910	315,172	道支出金 4,822	0		8,088	19 扶助費	12,910	ひとり親家庭等医療費助成事業 扶助費 子ども医療費助成事業 扶助費	2,287 2,287 10,623 10,623
計	1,452,813	12,910	1,465,723	道支出金 4,822	0		8,088				

3 民生費

## 議案第15号

### 令和5年度北広島市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度北広島市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ587,168千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,698,042千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		8,151,349	177,000	8,328,349
	1 市民税	3,140,206	132,000	3,272,206
	2 固定資産税	3,751,003	45,000	3,796,003
12 地方交付税		5,296,969	137,295	5,434,264
	1 地方交付税	5,296,969	137,295	5,434,264
15 使用料及び手数料		426,569	16,988	443,557
	2 手数料	217,337	16,988	234,325
16 国庫支出金		9,957,606	113,049	10,070,655
	1 国庫負担金	3,351,222	11,900	3,363,122
	2 国庫補助金	6,591,734	101,149	6,692,883
17 道支出金		1,937,960	6,004	1,943,964
	1 道負担金	1,488,636	6,004	1,494,640
19 寄附金		1,063,678	7,956	1,071,634
	1 寄附金	1,063,678	7,956	1,071,634
21 繰越金		306,336	15,176	321,512
	1 繰越金	306,336	15,176	321,512
23 市債		2,693,100	113,700	2,806,800
	1 市債	2,693,100	113,700	2,806,800
歳入	合計	34,110,874	587,168	34,698,042

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,492,235	241,922	4,734,157
	1 総務管理費	3,368,188	280,056	3,648,244
	2 企画費	838,881	△38,134	800,747
3 民生費		12,685,196	112,776	12,797,972
	1 社会福祉費	6,114,734	52,693	6,167,427
	2 児童福祉費	4,108,170	31,386	4,139,556
	4 生活保護費	996,569	28,697	1,025,266
4 衛生費		2,932,049	1,865	2,933,914
	2 清掃費	2,055,570	1,865	2,057,435
6 商工労働費		465,063	11,711	476,774
	1 商工費	445,807	11,711	457,518
7 土木費		4,289,870	326,091	4,615,961
	2 道路橋梁費	2,698,254	301,300	2,999,554
	4 都市計画費	1,062,703	24,791	1,087,494
9 教育費		2,064,449	82,803	2,147,252
	1 教育総務費	377,837	59,223	437,060
	4 社会教育費	416,117	5,839	421,956
	5 保健体育費	773,091	17,741	790,832
12 職員費		3,988,621	△190,000	3,798,621
	1 職員費	3,988,621	△190,000	3,798,621
歳 出 合 計		34,110,874	587,168	34,698,042

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	私立認可保育所等運営費支援事業	375
3 民生費	2 児童福祉費	特定教育・保育施設等園児給食費物価高騰対策事業	5,572
3 民生費	2 児童福祉費	市立保育園運営経費	2,134
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	301,300
7 土木費	4 都市計画費	交通結節点形成事業	33,847
7 土木費	5 住宅費	公営住宅長寿命化事業	96,151
9 教育費	5 保健体育費	小学校給食提供経費	10,723
9 教育費	5 保健体育費	中学校給食提供経費	7,018

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
北広島市自然の森キャンプ場管理運営業務委託	令和5年度から 令和8年度まで 4年間以内	必要とする当該 年度の予算で措 置する額

第4表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駅西口周辺エリア 活性化事業債	50,800	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	0	—	—	—
ごみ処理広域化事業債	605,300	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	612,500	同左	同左	同左
市道整備事業債	416,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	567,500	同左	同左	同左
橋梁長寿命化事業債	80,600	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	80,900	同左	同左	同左

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設大 雨災害復旧事業 債	19,500	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	起債の日 から30年以 内(据置期 間を含 む。)にお いて償還 する。 ただし、必 要に応じ繰 上償還する ことができる。	25,200	同 左	同 左	同 左

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第14号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	8,151,349	177,000	8,328,349
12 地方交付税	5,296,969	137,295	5,434,264
15 使用料及び手数料	426,569	16,988	443,557
16 国庫支出金	9,957,606	113,049	10,070,655
17 道支出金	1,937,960	6,004	1,943,964
19 寄附金	1,063,678	7,956	1,071,634
21 繰越金	306,336	15,176	321,512
23 市債	2,693,100	113,700	2,806,800
歳入合計	34,110,874	587,168	34,698,042

歳入

1款 市税

1項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	2,513,702	76,000	2,589,702	1 現年課税分	76,000	普通徴収分 21,000 特別徴収分 52,000 過年課税分 3,000
2 法人	626,504	56,000	682,504	1 現年課税分	56,000	現年課税分 56,000
計	3,140,206	132,000	3,272,206			

1款 市税

2項 固定資産税

1 固定資産税	3,718,658	45,000	3,763,658	1 現年課税分	45,000	現年課税分 45,000
計	3,751,003	45,000	3,796,003			

12款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	5,296,969	137,295	5,434,264	1 地方交付税	137,295	普通交付税 137,295
計	5,296,969	137,295	5,434,264			

15款 使用料及び手数料

2項 手数料

2 衛生手数料	192,138	16,988	209,126	2 清掃手数料	16,988	家庭系一般廃棄物処理手数料 16,988
計	217,337	16,988	234,325			

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	3,351,222	11,900	3,363,122	2 児童福祉費負担金	11,900	施設型給付費等負担金 11,900
計	3,351,222	11,900	3,363,122			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,203,746	△ 56,500	2,147,246	2 企画費補助金	△ 56,500	優良建築物等整備補助金（社会資本整備総合交付金） △ 56,500
2 民生費国庫補助金	731,694	250	731,944	2 児童福祉費補助金	250	こども政策推進事業費補助金 250
3 衛生費国庫補助金	694,638	△ 15,504	679,134	2 清掃費補助金	△ 15,504	循環型社会形成推進交付金 △ 15,504
4 土木費国庫補助金	883,954	150,000	1,033,954	1 道路橋梁費補助金	150,000	市道整備事業交付金（社会資本整備総合交付金） 150,000

16 国庫支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 地方創生臨時交付金	1,930,117	22,903	1,953,020	1 地方創生臨時交付金	22,903	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 22,903
計	6,591,734	101,149	6,692,883			

## 17款 道支出金

## 1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,483,734	6,004	1,489,738	2 児童福祉費負担金	6,004	施設型給付費等負担金 6,004
計	1,488,636	6,004	1,494,640			

## 19款 寄附金

## 1項 寄附金

1 一般寄附金	600,000	△ 181,945	418,055	1 一般寄附金	△ 181,945	一般寄附金 △ 181,945
2 総務費寄附金	461,003	88,907	549,910	1 企画費寄附金	70,783	北海道ポールパーク基金寄附金 70,783
				2 総務管理費寄附金	18,124	地域振興基金寄附金 11,427 施設営繕基金寄附金 6,697
3 民生費寄附金	2,019	13,275	15,294	1 社会福祉費寄附金	13,275	地域福祉基金寄附金 13,275
5 土木費寄附金	1	24,221	24,222	1 都市計画費寄附金	24,221	緑のまちづくり基金寄附金 24,221
6 教育費寄附金	654	63,498	64,152	1 教育総務費寄附金	57,732	学校教育振興基金寄附金 57,732
				2 社会教育費寄附金	5,766	生涯学習振興基金寄附金 5,766
計	1,063,678	7,956	1,071,634			

## 21款 繰越金

## 1項 繰越金

1 繰越金	306,336	15,176	321,512	1 繰越金	15,176	前年度繰越金 15,176
計	306,336	15,176	321,512			

## 23款 市債

## 1項 市債

1 総務債	563,700	△ 50,800	512,900	2 企画債	△ 50,800	駅西口周辺エリア活性化事業債 △ 50,800
3 衛生債	614,700	7,200	621,900	2 清掃債	7,200	ごみ処理広域化事業債 7,200
4 土木債	1,162,400	151,600	1,314,000	2 道路橋梁債	151,600	市道整備事業債 151,300 橋梁長寿命化事業債 300

## 23 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 災害復旧債	19,500	5,700	25,200	1 公共土木施設 大雨災害復旧 事業債	5,700	公共土木施設大雨災害復旧事業債 5,700
計	2,693,100	113,700	2,806,800			

23 市債

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,492,235	241,922	4,734,157	△56,500	△50,800	88,907	260,315
3 民生費	12,685,196	112,776	12,797,972	25,090	0	13,275	74,411
4 衛生費	2,932,049	1,865	2,933,914	△15,504	7,200	16,988	△6,819
6 商工労働費	465,063	11,711	476,774	0	0	0	11,711
7 土木費	4,289,870	326,091	4,615,961	150,000	157,300	24,221	△5,430
9 教育費	2,064,449	82,803	2,147,252	15,967	0	63,498	3,338
12 職員費	3,988,621	△190,000	3,798,621	0	0	0	△190,000
歳出合計	34,110,874	587,168	34,698,042	119,053	113,700	206,889	147,526

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
3 財政管理費	31,074	280,056	311,130			0 寄附金 18,124	261,932	24 積立金	280,056	財政管理経費 積立金	280,056 280,056
計	3,368,188	280,056	3,648,244			0 寄附金 18,124	261,932				

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	543,383	△38,134	505,249	国庫支出金 △56,500	△50,800	寄附金 70,783	△1,617	18 負担金補助 及び交付金	△113,000	企画振興経費 積立金 駅西口周辺エリア活性化事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	74,866 74,866 △113,000 △113,000
								24 積立金	74,866		
計	838,881	△38,134	800,747	国庫支出金 △56,500	△50,800	寄附金 70,783	△1,617				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	3,214,416	28,061	3,242,477			0 寄附金 13,275	14,786	22 償還金利子 及び割引料	5,315	福祉行政経費 償還金利子及び割引料 積立金 国民健康保険事業特別会計繰出金 繰出金	18,877 5,315 13,562 9,184
								24 積立金	13,562		
								27 繰出金	9,184		
3 障がい福祉費	2,714,539	24,632	2,739,171			0	24,632	12 委託料	4,068	障がい者相談支援事業 委託料 保健福祉関連委託 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金 障がい福祉サービス等事業 償還金利子及び割引料	21,980 4,068 17,912 2,652
								18 負担金補助 及び交付金	17,912		
								22 償還金利子 及び割引料	2,652		
計	6,114,734	52,693	6,167,427			0 寄附金 13,275	39,418				

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 保育総務費	2,629,954	29,252	2,659,206	国庫支出金 17,165	0		6,083	18 負担金補助 及び交付金	5,947	教育・保育施設給付事業 扶助費	23,305 23,305
---------	-----------	--------	-----------	-----------------	---	--	-------	-------------------	-------	--------------------	------------------

3 民生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
				道支出金 6,004				19 扶助費	23,305	私立認可保育所等運営費支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	375 375 375
										特定教育・保育施設等園児給食費物価高騰対策事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	5,572 5,572 5,572
3 保育園費	55,539	2,134	57,673	国庫支出金 1,921	0		213	10 需用費	2,134	市立保育園運営経費 需用費	2,134 2,134
計	4,108,170	31,386	4,139,556	国庫支出金 19,086 道支出金 6,004	0		6,296				

## 3款 民生費

## 4項 生活保護費

2 扶助費	973,779	28,697	1,002,476		0		28,697	22 償還金利子及び割引料	28,697	生活保護費等支給事業 償還金利子及び割引料	28,697 28,697
計	996,569	28,697	1,025,266		0		28,697				

## 4款 衛生費

## 2項 清掃費

1 清掃対策費	1,974,227	1,865	1,976,092	国庫支出金 △15,504	7,200	手数料 16,988	△6,819	11 役務費	1,865	家庭ごみ適正処理推進事業 役務費 ごみ処理広域化事業 財源更正	1,865 1,865
計	2,055,570	1,865	2,057,435	国庫支出金 △15,504	7,200	手数料 16,988	△6,819				

## 6款 商工労働費

## 1項 商工費

1 商業振興費	402,140	11,711	413,851		0		11,711	18 負担金補助及び交付金	11,711	中小企業者等融資事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	11,711 11,711 11,711
計	445,807	11,711	457,518		0		11,711				

## 7款 土木費

## 2項 道路橋梁費

1 道路維持費	704,490	0	704,490		6,000		△6,000			市道維持管理経費 財源更正	
---------	---------	---	---------	--	-------	--	--------	--	--	------------------	--

7 土木費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
									橋梁長寿命化事業 財源更正		
3 道路新設改良費	1,075,227	301,300	1,376,527	国庫支出金 150,000	151,300			8 旅費 10 需用費 13 使用料及び 賃借料 14 工事請負費	747 520 33 300,000	市道整備事業（ボールパーク関連） 旅費 需用費 使用料及び賃借料 工事請負費	301,300 747 520 33 300,000
計	2,698,254	301,300	2,999,554	国庫支出金 150,000	157,300		△6,000				

## 7款 土木費

## 4項 都市計画費

1 緑化推進費	8,248	24,791	33,039		0	寄附金 24,221	570	24 積立金	24,791	緑化推進事業 積立金	24,791
計	1,062,703	24,791	1,087,494		0	寄附金 24,221	570				

## 9款 教育費

## 1項 教育総務費

3 教育振興費	313,735	59,223	372,958		0	寄附金 57,732	1,491	24 積立金	59,223	教育振興経費 積立金	59,223
計	377,837	59,223	437,060		0	寄附金 57,732	1,491				

## 9款 教育費

## 4項 社会教育費

1 社会教育総務費	14,941	5,839	20,780		0	寄附金 5,766	73	24 積立金	5,839	社会教育経費 積立金	5,839
計	416,117	5,839	421,956		0	寄附金 5,766	73				

## 9款 教育費

## 5項 保健体育費

4 小学校給食運営費	308,365	10,723	319,088	国庫支出金 9,651	0		1,072	10 需用費	10,723	小学校給食提供経費 需用費	10,723
5 中学校給食運営費	296,862	7,018	303,880	国庫支出金 6,316	0		702	10 需用費	7,018	中学校給食提供経費 需用費	7,018

9 教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
計	773,091	17,741	790,832	国庫支出金 15,967	0		1,774			

## 12款 職員費

## 1項 職員費

1 職員給与費	3,988,621	△190,000	3,798,621		0		△190,000	2 給料	△15,000	職員給与費	△190,000
								3 職員手当等	△30,000	給料	△15,000
								4 共済費	△35,000	職員手当等	△30,000
								18 負担金補助 及び交付金	△110,000	共済費	△35,000
										負担金補助及び交付金	△110,000
										人件費的性格なもの	△110,000
計	3,988,621	△190,000	3,798,621		0		△190,000				

12 職員費

給与費明細書

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費							共済費	合計	備考		
		報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計					
補正後	長 等	3		27,036	10,790 (3.40月分)			351		38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議 員	22	93,060		37,670 (3.40月分)					130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	48,460			351		179,103	36,284	215,387	
補正前	長 等	3		27,036	10,790 (3.40月分)			351		38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議 員	22	93,060		37,670 (3.40月分)					130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	48,460			351		179,103	36,284	215,387	
比 較	長 等	0		0	0			0		0	0	0	退0 公0
	議 員	0	0		0					0	0	0	
	その他	0	0							0		0	
	計	0	0	0	0			0		0	0	0	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。  
 2 その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について 議会 の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。  
 (公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員 及び補充員8人、監査委員2人、農業委員会委員7人、教育委員会委員4人)

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給 与 費			共済費	合計	備考	
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当 計				
補正後	( 44 ) 466	( 405 ) 35	457,493	1,855,512	1,273,404	3,586,409	704,009	4,290,418	退168,283 公3,727
補正前	( 44 ) 466	( 405 ) 35	457,493	1,870,512	1,303,404	3,631,409	739,009	4,370,418	退278,283 公3,727
比 較	0 0	0 0	0	△ 15,000	△ 30,000	△ 45,000	△ 35,000	△ 80,000	退△110,000 公0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当
	補正後	60,467	716	24,136	55,376	64,731	148,551	3,527	36,440
	補正前	60,467	716	25,136	55,376	64,731	151,051	7,027	36,440
	比 較	0	0	△ 1,000	0	0	△ 2,500	△ 3,500	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	807,957	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	補正前	830,957	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	比 較	△ 23,000	0	0	0	0	0	0	

( )内は短時間勤務職員等の数(外数)

給 与 費 明 細 書

(ア) 一般職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( 44 ) 466	0	1,788,640	1,179,053	2,967,693	605,800	3,573,493	退168,283 公3,727
補正前	( 44 ) 466	0	1,803,640	1,209,053	3,012,693	640,800	3,653,493	退278,283 公3,727
比 較	0 0	0	△ 15,000	△ 30,000	△ 45,000	△ 35,000	△ 80,000	退△110,000 公0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	60,467	716	22,407	55,376	64,731	148,271	3,527	36,440
	補正前	60,467	716	23,407	55,376	64,731	150,771	7,027	36,440
	比 較	0	0	△ 1,000	0	0	△ 2,500	△ 3,500	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	715,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	補正前	738,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
比 較	△ 23,000	0	0	0	0	0	0		

( )内は再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( 405 ) 35	457,493	66,872	94,351	618,716	98,209	716,925	
補正前	( 405 ) 35	457,493	66,872	94,351	618,716	98,209	716,925	
比 較	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	1,729	0	0	280	0	0
	補正前	0	0	1,729	0	0	280	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	92,342	0	0	0	0	0	0	
	補正前	92,342	0	0	0	0	0	0	
比 較	0	0	0	0	0	0	0		

( )内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 15,000	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他増減分	△ 15,000	その他 △ 15,000
職 員 手 当	△ 30,000	制度改正に伴う増減分	0	
		その他増減分	△ 30,000	その他 △ 30,000

## (3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円) イ 初任給

(単位:円)

区 分		ア 職員1人当たり給与				イ 初任給					
		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	区 分	学 歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和5年1月1日 現在	平均給料月額	301,979	304,626	379,425	-	北広島市の制度	高校卒	154,600	154,600	154,600	-
	平均給与月額	320,553	327,041	388,625	-		大学卒	185,200	185,200	185,200	-
	平均年齢	39歳4月	39歳11月	50歳10月	-	国 の 制 度	高校卒	154,600	-	-	-
令和4年1月1日 現在	平均給料月額	303,751	311,853	376,080	-		大学卒	185,200	-	-	-
	平均給与月額	322,435	333,984	384,820	-						
	平均年齢	39歳9月	41歳2月	51歳8月	-						

備考 再任用短時間勤務職員等を除く。

ウ 級別職員数

( )内は再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区 分	級	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令 現 和 5 年 1 月 1 日 在	7級	(-) 13	(-) 3.6	(-) 1	(-) 1.1	(-) 2	(-) 50.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 34	(-) 9.5	(-) 6	(-) 6.4	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	5級	(7) 17	(14.6) 4.8	(-) 6	(-) 6.4	(-) 0	(-) 0.0	(-) -	(-) -
	4級	(7) 118	(14.6) 33.1	(-) 39	(-) 41.9	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	3級	(30) 95	(62.5) 26.6	(4) 14	(100) 15.1	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	2級	(4) 45	(8.3) 12.6	(-) 10	(-) 10.8	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	1級	(0) 35	(0) 9.8	(-) 17	(-) 18.3	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(48) 357	(100) 100	(4) 93	(100) 100	(-) 4	(-) 100	(-) -	(-) -
令 現 和 4 年 1 月 1 日 在	7級	(-) 13	(-) 3.6	(-) 1	(-) 1.1	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 39	(-) 10.9	(-) 9	(-) 9.7	(-) 2	(-) 50.0	(-) -	(-) -
	5級	(3) 10	(6.3) 2.8	(-) 3	(-) 3.2	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	4級	(8) 125	(16.7) 35.0	(-) 40	(-) 43.0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	3級	(31) 91	(64.6) 25.5	(4) 16	(100) 17.2	(-) 1	(-) 25.0	(-) -	(-) -
	2級	(3) 51	(6.3) 14.3	(-) 11	(-) 11.8	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	1級	(0) 31	(0) 8.7	(-) 12	(-) 12.9	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(45) 360	(100) 100	(4) 92	(100) 100	(-) 5	(-) 100	(-) -	(-) -

(級別の基準となる職務)

区分	職 務 の 内 容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
補	職員数 (A)	466	366	96	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	433	341	88	4	0
正 後	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	40	33	4	3
		3号給	3	3	0	0
		4号給	390	305	84	1
	比率(B)/(A)	92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	-
補	職員数 (A)	466	366	96	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	433	341	88	4	0
正 前	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	40	33	4	3
		3号給	3	3	0	0
		4号給	390	305	84	1
	比率(B)/(A)	92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	-

備考 職員数欄には再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ 期末手当・勤勉手当

( )内は再任用職員等の支給率

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有
	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有
	2.200	2.300	4.50	
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有
	2.200	2.300	4.50	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の措置 等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早退 例措置 (2%~45% 加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早退 例措置 (2%~45% 加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	国への派遣等
支給率(%)	0%	3%	20%
支給対象職員数(人)	0	0	2
国の指定基準に基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 3%		東京都特別区に在勤する職員 20%

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.6%	0.0%	2.6%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	16.0%	1.0%	74.0%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 家賃 (1)23,000円以下 (2)23,001~52,999円 (3)53,000円以上 月額 支給額 (1)家賃-11,000円 (2)(家賃-23,000円)×1/2+12,000円 (3)27,000円 27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者 交通用具使用者 実費支給 通勤距離に応じて定額支給

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国(道)支出金	地方債	その他	
北広島市自然の森 キャンプ場管理運営 業務委託	必要とする当該年度 の予算 で措置する額	-	-	令和5 ～ 令和8	限度額 に同じ				全額

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高  
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中増減見込		令和5年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	19,481,170	20,607,251	3,880,700	1,393,529	23,094,422
(1) 総務債	4,795,304	4,491,986	630,900	351,575	4,771,311
うち庁舎	3,206,534	3,050,616	0	155,946	2,894,670
(2) 民生債	328,214	334,803	73,100	45,591	362,312
(3) 衛生債	1,516,013	1,447,149	981,800	137,104	2,291,845
(4) 農林水産業債	46,820	38,908	0	3,888	35,020
(5) 商工労働債	44,480	38,860	0	14,420	24,440
(6) 土木債	9,216,329	10,871,103	1,879,000	469,194	12,280,909
うち道路橋梁	4,762,799	5,271,074	962,400	233,628	5,999,846
うち公園	1,001,362	1,149,732	90,500	71,219	1,169,013
うち街路	1,265,169	2,194,714	0	22,547	2,172,167
うち公営住宅	1,969,261	1,865,893	79,500	118,428	1,826,965
(7) 消防債	373,270	309,646	89,900	57,131	342,415
(8) 教育債	2,965,822	2,976,462	226,000	249,624	2,952,838
うち学校	2,233,875	2,308,964	192,100	192,042	2,309,022
(9) 市場公募債借換債	194,918	98,334	0	65,002	33,332
2 災害復旧債	837,105	794,815	25,200	94,126	725,889
3 その他	11,248,387	10,604,973	130,700	932,663	9,803,010
(1) 減税補填債等	343,503	342,110	0	24,320	317,790
(2) 臨時財政対策債	10,904,884	10,262,863	130,700	908,343	9,485,220
合 計	31,566,662	32,007,039	4,036,600	2,420,318	33,623,321

令和5年度起債借入見込額は、令和4年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第16号

令和5年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		897,413	△39,489	857,924
	1 一般被保険者国民健康保険税	897,413	△39,489	857,924
4 繰入金		622,723	△12,850	609,873
	1 他会計繰入金	524,114	9,184	533,298
	2 基金繰入金	98,609	△22,034	76,575
5 諸収入		33,964	△17,661	16,303
	1 延滞金加算金及び過料	26,000	△17,661	8,339
8 市債		0	70,000	70,000
	1 市債	0	70,000	70,000
歳入合計		6,697,557	0	6,697,557

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業 費納付金		1,512,446	0	1,512,446
	1 医療給付費分	1,115,908	0	1,115,908
	2 後期高齢者支援金 等分	315,278	0	315,278
	3 介護納付金分	80,197	0	80,197
歳 出	合 計	6,697,557	0	6,697,557

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付金	70,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から5年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第3号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	897,413	△39,489	857,924
4 繰入金	622,723	△12,850	609,873
5 諸収入	33,964	△17,661	16,303
8 市債	0	70,000	70,000
歳入合計	6,697,557	0	6,697,557

歳入

1款 国民健康保険税

1項 一般被保険者国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	897,413	△ 39,489	857,924	1 医療給付費分 現年課税分	△ 27,190	現年度分 △ 24,057 過年度分 △ 3,133
				2 医療給付費分 滞納繰越分	△ 1,751	滞納繰越分 △ 1,751
				3 後期高齢者支 援金分現年課 税分	△ 6,048	現年度分 △ 4,930 過年度分 △ 1,118
				4 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	△ 266	滞納繰越分 △ 266
				5 介護納付金分 現年課税分	△ 3,921	現年度分 △ 3,484 過年度分 △ 437
				6 介護納付金分 滞納繰越分	△ 313	滞納繰越分 △ 313
計	897,413	△ 39,489	857,924			

4款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	524,114	9,184	533,298	1 一般会計繰入金	9,184	一般会計繰入金 9,184
計	524,114	9,184	533,298			

4款 繰入金

2項 基金繰入金

1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	98,609	△ 22,034	76,575	1 国民健康保険 事業財政調整 基金繰入金	△ 22,034	国民健康保険事業財政調整基金とりくずし △ 22,034
計	98,609	△ 22,034	76,575			

5款 諸収入

1項 延滞金加算金及び過料

1 延滞金	26,000	△ 17,661	8,339	1 一般被保険者 延滞金	△ 17,661	一般被保険者延滞金 △ 17,661
計	26,000	△ 17,661	8,339			

5 諸収入

## 8款 市債

## 1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政安定化基金貸付金	0	70,000	70,000	1 財政安定化基金貸付金	70,000	財政安定化基金貸付金 70,000
計	0	70,000	70,000			

## 8 市債

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 国民健康保険事業費納付金	1,512,446	0	1,512,446	0	0	△30,511	30,511
歳出合計	6,697,557	0	6,697,557	0	0	△30,511	30,511

歳出

3款 国民健康保険事業費納付金

1項 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者医療給付費分	1,115,908	0	1,115,908			繰入金 △7,844 諸収入 △11,111	18,955		一般被保険者医療給付費分 財源更正	
計	1,116,971	0	1,116,971			繰入金 △7,844 諸収入 △11,111	18,955			

3款 国民健康保険事業費納付金

2項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	315,278	0	315,278			繰入金 △5,006 諸収入 △5,887	10,893		一般被保険者後期高齢者支援金等分 財源更正
計	315,278	0	315,278			繰入金 △5,006 諸収入 △5,887	10,893		

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金分

1 介護納付金分	80,197	0	80,197			諸収入 △663	663		介護納付金分 財源更正
計	80,197	0	80,197			諸収入 △663	663		

3 国民健康保険事業費納付金

# 地方債に関する調書

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高  
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中増減見込		令和5年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 財政安定化基金貸付金	0	0	70,000	0	70,000
(1)財政安定化基金貸付金	0	0	70,000	0	70,000
合 計	0	0	70,000	0	70,000

## 議案第17号

### 令和5年度北広島市水道事業会計補正予算（第1号）

#### （総則）

第1条 令和5年度北広島市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量）

第2条 令和5年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業等			
ウ 重要給水施設配水管耐震化事業	39,999 千円	39,050 千円	79,049 千円

#### （資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「402,162千円」を「404,962千円」に、当年度分損益勘定留保資金「222,897千円」を「225,697千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	419,244 千円	36,250 千円	455,494 千円
第1項 企業債	392,600 千円	28,000 千円	420,600 千円
第2項 国庫補助金	9,990 千円	8,250 千円	18,240 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	821,406 千円	39,050 千円	860,456 千円

第1項 建設改良費 497,233 千円 39,050 千円 536,283 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
建設改良事業	392,600 千円	420,600 千円

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

# 補正予算に関する説明書

令和5年度北広島市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			419,244	36,250	455,494
	1 企業債		392,600	28,000	420,600
		1 企業債	392,600	28,000	420,600
	2 国庫補助金		9,990	8,250	18,240
		1 国庫補助金	9,990	8,250	18,240

(消費税込み)

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			821,406	39,050	860,456
	1 建設改良費		497,233	39,050	536,283
		1 配水施設改良費	460,516	39,050	499,566

(消費税込み)

令和5年度北広島市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

資本的収入及び支出

資本的収入

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 資本的収入	419,244	36,250	455,494			
1 企業債	392,600	28,000	420,600			
1 企業債	392,600	28,000	420,600	1 企業債	28,000	建設改良事業債
2 国庫補助金	9,990	8,250	18,240			
1 国庫補助金	9,990	8,250	18,240	1 国庫補助金	8,250	生活基盤施設耐震化等補助金

(消費税込み)

資本的支出

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 資本的支出	821,406	39,050	860,456			
1 建設改良費	497,233	39,050	536,283			
1 配水施設改良費	460,516	39,050	499,566	24 工事請負費	39,050	重要給水施設配水管耐震化工事費

(消費税込み)

## 議案第18号

### 令和6年度北広島市一般会計予算

令和6年度北広島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,572,214千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等、共済費及び災害補償費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		8,002,262
	1 市民税	2,833,290
	2 固定資産税	3,917,327
	3 軽自動車税	144,589
	4 市たばこ税	419,828
	5 入湯税	26,436
	6 都市計画税	660,792
2 地方譲与税		236,130
	1 地方揮発油譲与税	58,000
	2 自動車重量譲与税	168,000
	3 森林環境譲与税	10,130
3 利子割交付金		2,000
	1 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金		15,000
	1 配当割交付金	15,000
5 株式等譲渡所得割交付金		25,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	25,000
6 法人事業税交付金		116,000
	1 法人事業税交付金	116,000
7 地方消費税交付金		1,550,000
	1 地方消費税交付金	1,550,000
8 ゴルフ場利用税交付金		201,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	201,000
9 環境性能割交付金		35,000
	1 環境性能割交付金	35,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,400
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,400
11 地方特例交付金		460,000
	1 地方特例交付金	460,000
12 地方交付税		5,113,000
	1 地方交付税	5,113,000
13 交通安全対策特別交付金		8,000
	1 交通安全対策特別交付金	8,000
14 分担金及び負担金		81,108
	1 負担金	81,108
15 使用料及び手数料		521,097
	1 使用料	214,805
	2 手数料	306,292
16 国庫支出金		5,244,806

(単位：千円)

款	項	金額		
	1 国庫負担金	3,299,559		
	2 国庫補助金	1,929,748		
	3 委託金	15,499		
17 道支出金		1,912,020		
	1 道負担金	1,506,233		
	2 道補助金	316,729		
	3 委託金	89,058		
18 財産収入		346,687		
	1 財産運用収入	32,604		
	2 財産売却収入	314,083		
19 寄附金		1,000,010		
	1 寄附金	1,000,010		
20 繰入金		911,088		
	1 基金繰入金	911,088		
21 繰越金		100,000		
	1 繰越金	100,000		
22 諸収入		641,406		
	1 延滞金加算金及び過料	20,562		
	2 市預金利子	1		
	3 貸付金元利収入	266,400		
	4 受託事業収入	91,926		
	5 雑入	262,517		
23 市債		2,049,200		
	1 市債	2,049,200		
歳	入	合	計	28,572,214

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		179,906
	1 議会費	179,906
2 総務費		1,925,886
	1 総務管理費	918,555
	2 企画費	843,891
	3 徴税費	87,540
	4 戸籍住民基本台帳費	64,151
	5 選挙費	2,355
	6 統計調査費	5,344
	7 監査委員費	4,050
3 民生費		10,232,025
	1 社会福祉費	4,301,176
	2 児童福祉費	3,539,138
	3 医療給付費	1,479,930
	4 生活保護費	911,781
4 衛生費		1,685,810
	1 保健衛生費	481,213
	2 清掃費	1,204,597
5 農林水産業費		90,083
	1 農業費	79,944
	2 林業費	10,139
6 商工労働費		401,355
	1 商工費	381,280
	2 労働費	20,075
7 土木費		4,855,509
	1 土木管理費	30,605
	2 道路橋梁費	3,101,539
	3 河川費	4,809
	4 都市計画費	1,683,137
	5 住宅費	35,419
8 消防費		323,846
	1 消防費	323,846
9 教育費		2,364,130
	1 教育総務費	407,138
	2 小学校費	334,327
	3 中学校費	204,043
	4 社会教育費	502,573
	5 保健体育費	916,049
10 公債費		2,492,661
	1 公債費	2,492,661
11 諸支出金		55,957

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公営企業費	55,957
12 職員費		3,915,046
	1 職員費	3,915,046
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	28,572,214

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業（輪厚三島線道路改築事業）	264,839	令和6年度	103,600
				令和7年度	161,239
9 教育費	4 社会教育費	旧島松駅通所大規模改修事業	449,500	令和6年度	154,530
				令和7年度	294,970

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
議会会議録作成委託	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	2,522
議会広報印刷製本委託	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	2,303
自動車借上経費（総務課）	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	2,880
仮想化基盤機器更新経費	令和6年度から 令和10年度まで 5年間以内	116,922
指定ごみ袋作製業務委託	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	63,020
市道維持及び除雪委託	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	831,149
中学校デジタル教科書等更新経費	令和6年度から 令和10年度まで 5年間以内	13,978
小中学校財務会計用コンピュータ更新経費	令和6年度から 令和10年度まで 5年間以内	6,230
自動車借上経費（社会教育課）	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	2,588

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
自動車借上経費 (エコミュージアムセンター)	令和6年度から 令和8年度まで 3年間以内	1,377
文化施設照明用LED機器借上経費	令和6年度から 令和11年度まで 6年間以内	6,931
自動車借上経費 (図書館)	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	560
図書館デジタル印刷機借上経費	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	222
図書館業務システム借上経費	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	3,590
自動車借上経費 (学校給食センター)	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	450
学校給食システムコンピュータ更新経費	令和6年度から 令和10年度まで 5年間以内	598

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災食育センター整備事業債	99,600	証書借入  又は  証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
コミュニティ施設改修事業債	6,500			
駅西口周辺エリア活性化事業債	89,100			
大曲学童クラブ整備事業債	9,500			
ゼロカーボン推進事業債	6,800			
クリーンセンター施設更新事業債	18,800			
市道整備事業債	573,700			
環境低負荷型道路照明設置事業債	19,000			
輪厚三島線道路改築事業債	73,000			
生活道路整備事業債	73,400			
除雪車等購入事業債	9,400			
舗装補修事業債	74,900			
橋梁長寿命化事業債	92,500			
市道交差点補修事業債	20,600			
東西連絡橋施設改修事業債	13,200			
中の沢川浚渫事業債	1,500			
大曲川護岸改修事業債	1,300			
輪厚川護岸改修事業債	1,300			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園整備事業債	57,500	証書借入  又は  証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
交通結節点形成事業債	365,400			
公営住宅長寿命化事業債	1,700			
消防水利整備事業債	15,100			
札幌圏消防通信指令共同整備事業債	98,500			
消防車両等更新事業債	42,100			
消防指令システム更新事業債	5,600			
東部小学校校舎防音機能復旧事業債	17,400			
大曲小学校講堂防音機能復旧事業債	12,400			
大曲中学校校舎防音機能復旧事業債	1,500			
中学校放送設備整備事業債	5,000			
旧島松駅逦所大規模改修事業債	74,400			
住民プール改修事業債	21,300			
学校給食センター解体撤去事業債	77,200			
臨時財政対策債	70,000			
合 計	2,049,200			

## 議案第19号

### 令和6年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度北広島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,560,472千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次に掲げる経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

- (1) 総務費の各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費
- (2) 保険給付費の各項に計上した経費

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		927,078
	1 一般被保険者国民健康保険税	927,078
2 道支出金		5,078,138
	1 道負担金	5,078,138
3 繰入金		539,114
	1 他会計繰入金	537,981
	2 基金繰入金	1,133
4 諸収入		16,139
	1 延滞金加算金及び過料	8,000
	2 雑入	8,139
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	6,560,472

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		48,366
	1 総務管理費	39,043
	2 徴税費	9,323
2 保険給付費		4,985,145
	1 療養諸費	4,261,365
	2 高額療養費	708,274
	3 出産育児諸費	12,506
	4 葬祭諸費	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,439,775
	1 医療給付費分	1,062,328
	2 後期高齢者支援金等分	297,203
	3 介護納付金分	80,244
4 保健事業費		81,183
	1 保健事業費	81,183
5 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
6 諸支出金		3,000
	1 償還金及び還付加算金	3,000
7 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	6,560,472

議案第20号

令和6年度北広島市霊園事業特別会計予算

令和6年度北広島市の霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,422千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		32,284
	1 使用料	32,284
2 財産収入		55
	1 財産運用収入	55
3 繰入金		14,083
	1 基金繰入金	14,083
歳 入	合 計	46,422

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 霊園事業費		37,903
	1 霊園事業費	37,903
2 公債費		8,219
	1 公債費	8,219
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	46,422

## 議案第21号

### 令和6年度北広島市介護保険特別会計予算

令和6年度北広島市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,258,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内の当該経費の各項の間の流用とする。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		1,109,939
	1 介護保険料	1,109,939
2 国庫支出金		1,141,343
	1 国庫負担金	861,750
	2 国庫補助金	279,593
3 支払基金交付金		1,348,827
	1 支払基金交付金	1,348,827
4 道支出金		741,261
	1 道負担金	679,906
	2 道補助金	61,355
5 財産収入		619
	1 財産運用収入	619
6 繰入金		916,829
	1 一般会計繰入金	816,414
	2 基金繰入金	100,415
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	5,258,821

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		77,170
	1 総務管理費	18,625
	2 賦課徴収費	5,892
	3 介護認定費	52,653
2 保険給付費		4,743,613
	1 保険給付費	4,743,613
3 地域支援事業費		429,401
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	198,953
	2 一般介護予防事業費	53,149
	3 包括的支援事業費	115,660
	4 任意事業費	61,639
4 保健福祉事業費		5,017
	1 保健福祉事業費	5,017
5 基金積立金		620
	1 基金積立金	620
6 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
7 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出	合 計	5,258,821

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
自動車借上経費（高齢者支援課）	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	1,220

議案第 22 号

令和 6 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度北広島市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 189, 833 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日提出

北広島市長 上野 正三

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		920,027
	1 後期高齢者医療保険料	920,027
2 繰入金		266,951
	1 一般会計繰入金	266,951
3 諸収入		2,854
	1 償還金及び還付加算金	700
	2 雑入	2,072
	3 延滞金、加算金及び過料	82
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,189,833

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		14,069
	1 総務管理費	9,909
	2 徴収費	4,160
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,174,064
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,174,064
3 諸支出金		700
	1 償還金及び還付加算金	700
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,189,833

## 議案第23号

### 令和6年度北広島市水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度北広島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	24,307 件
(2) 年間総配水量	5,591,200 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均配水量	15,318 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業等	
ア 配水施設電気計装・機械設備更新事業	395,428 千円
イ 老朽管更新事業	201,212 千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,434,934 千円
第1項 営業収益		1,318,670 千円
第2項 営業外収益		116,264 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,396,807 千円
第1項 営業費用		1,367,332 千円
第2項 営業外費用		24,175 千円
第3項 特別損失		300 千円
第4項 予備費		5,000 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 324,524 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,569 千円、過年度分損益勘定留保資金 667 千円、当年度分損益勘定留保資金 239,288 千円、減債積立金 56,000 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		632,647 千円
第1項 企業債		612,500 千円
第2項 工事負担金		20,147 千円

支 出

第1款 資本的支出	957,171 千円
第1項 建設改良費	730,607 千円
第2項 固定資産購入費	110,248 千円
第3項 企業債償還金	116,316 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	612,500 千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 131,408 千円

(他会計からの補助金等)

第9条 水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、1,392 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、66,370千円と定める。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三

## 議案第24号

### 令和6年度北広島市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度北広島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	7,327,700 m <sup>3</sup>
(2) 主要な建設改良事業等	
ア 管渠整備費	355,300 千円
イ 処理場整備費	1,225,900 千円
ウ ポンプ場整備費	183,000 千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,328,308 千円
第1項 営業収益	1,301,303 千円
第2項 営業外収益	1,027,005 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,245,724 千円
第1項 営業費用	2,163,170 千円
第2項 営業外費用	77,254 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	5,000 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 647,877 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69,673 千円、過年度分損益勘定留保資金 27,169 千円、当年度分損益勘定留保資金 491,035 千円及び減債積立金 60,000 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,747,338 千円
第1項 企業債	1,064,133 千円
第2項 国庫補助金	618,271 千円
第3項 他会計出資金	61,863 千円
第4項 分担金及び負担金	3,071 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,395,215 千円
第1項	建設改良費	1,799,312 千円
第2項	固定資産購入費	557 千円
第3項	企業債償還金	594,846 千円
第4項	長期貸付金	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
アクア・バイオマスセンター3系水処理施設機械設備工事その2	令和6年度から令和7年度まで	590,000 千円
アクア・バイオマスセンター3系水処理施設電気設備工事その2	令和6年度から令和7年度まで	414,000 千円
大曲ポンプ場受変電設備更新工事	令和6年度から令和7年度まで	298,800 千円
公用車借上(3台)	令和6年度から令和7年度まで	2,200 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業 下水道事業債 (特別措置分)	1,064,133 千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

103,361 千円

(他会計からの補助金等)

第10条 下水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、572,297 千円である。

令和6年2月15日提出

北広島市長 上野正三